

「数学通信」の著作権ならびに電子的公開に関する規約

2006年3月4日理事会決定

2008年1月19日 改正

- 1 「数学通信」の著作物が日本数学会の法人著作物でない場合、日本数学会はその独占的な頒布権を主張しない。日本数学会の法人著作物については、下記の表によって定めるものとする。
- 2 下記の表において電子的公開を義務づけた著作物が日本数学会の法人著作物でない場合、「日本数学会 著作権に対する考え方」の第1条に定めるものと同等の複製権・公衆送信権を日本数学会が保持することとする。
- 3 下記の表において電子的な公開を著者の了承のもとで行なうと定めた著作物に関しては、本規約第2条で定めるものと同等の複製権・公衆送信権の委譲を著作権者から受けることとする。
- 4 「数学通信」の記事の著作権の詳細に関しては、下記の表に従うものとする。
- 5 (転載)「数学通信」の著作物が日本数学会の法人著作物でない場合、著作権者は該当する著作物を他の刊行物に転載することができる。この場合は、加筆があるなしに拘らず、「数学通信」からの転載であることを明記して転載を行ない、編集委員長あてに転載することを通知することとする。
- 6 (著者のホームページへの掲載)「数学通信」の著作物が日本数学会の法人著作物でない場合、著作権者は個人のホームページに電子化して公開することができる。この場合、加筆があるなしに拘らず、「数学通信」からの転載であることを明記して公開を行なう。
- 7 (機関レポジトリ)
 - (1)「数学通信」の著作物が日本数学会の法人著作物でない場合、著作権者は該当する著作物を所属する機関の機関レポジトリで公開することができる。ただし、この場合は「数学通信」に掲載されたものと実質的に同一のものを公開して、「数学通信」の著作物であることを明記する。
 - (2) 著作権者の所属機関に変更があった場合は、移動後の所属機関の機関レポジトリにおいても公開することができる。この場合、移動前の所属機関の機関レポジトリでの公開を継続することについては、著作権者が判断することとする。

- 8 この規約は「数学通信」第11巻第1号の記事から適用することとする。ただし、第10巻以前の著作物の電子化を進める場合は、この規約に沿う形で実施する。また、個人のホームページ上および機関レポジトリーにおける第10巻以前の著作物の公開についても、第6条、第7条に定める規約に沿う形で実施する。

記

	法人著作物	電子的公開	注意
巻頭言		公開する。	著者が著作権をもつ。
講演記録等の 数学的記事、特 集記事、書評		著者の了承のもとで公開する。	著者が著作権をもつ。
学会等プログ ラム	○	公開する。	
教室だより		教室からの希望があれば公開する。	著者が著作権をもつ。
会報	○	公開する。ただし、個人情報の規定に触れるものを除く。	
委員会関係 (会報以外)	△	会員に対する通知は、委員会からの希望があれば公開する。それ以外の、行事などの報告については、著作権者の希望があれば公開を行なうことを原則とする。ただし、日本数学会の運営上必要と編集委員長が判断した場合は、電子的な公開を著者の了承のもとで行なう。	会員に対する通知は、日本数学会の法人著作物とする。それ以外の、行事の報告などについては、作成者が著作権をもつ。
会員ニュース		原則として著者および対象とされる会員の了承のもとで公開する。ただし、日本数学会の運営上必要な場合は、別途定める受賞者に関する広報マニュアルを優先させる。	著者が著作権をもつ。

分科会便り	○	分科会の希望があれば公開する。ただし、別途定める受賞者に関する広報マニュアルを優先させる。	
支部便り	○	支部の希望があれば公開する。	
懇談会報告		公開が有益と編集委員長が判断したものについて、著者の了承のもとで公開する。	著者が著作権をもつ。
編集後記		公開しない。	著者が著作権をもつ。
修士論文・博士論文のタイトル	○	電子的公開を行なわない。	
公募ニュース		電子的な公開については、今後の課題とする。	投稿した教室が著作権をもつ。
その他			注1

注1 上の表で「その他」と分類するものは、個々に例外を設ける場合に該当する。この例外は、編集委員会が定め、例外規定として継承することとする。

「数学通信」の著作権および電子的公開に関する例外規定

「数学通信」への転載：他の刊行物やホームページの著作物を数学通信編集委員会の承認により「数学通信」に転載する場合にはその著作権に十分配慮し出典を明記する。さらにその著作物を他に再転載する場合には「数学通信」からの転載であることに触れる必要はない。